

公益社団法人 日本天文学会 2012 年度（公益法人登記日～2013 年 3 月 31 日）

事業計画書

1. 出版物の刊行（新定款第 2 章第 5 条 2 項に該当する事業）

1) 欧文研究報告

第 65 巻 1 号 65, A4 版, 発行部数各 1,250, 年間 250 ページを予定する.

2) 天文月報

第 106 巻 1 号～第 106 巻 3 号, 月刊 B5 版, 発行部数各 3,300, 毎号 64 ページを予定する.

3) 年会講演予稿集

春季年会の講演予稿集を計 1 冊, 発行部数 850 を予定する.

4) ジュニアセッション予稿集

春季年会時のジュニアセッション予稿集 1 冊, 発行部数 1, 000 を予定する.

2. 年会の開催（新定款第 2 章第 5 条 1 項に該当する事業）

天文学分野に関する研究活動の発表の場である年会を春季 1 回開催する.

1) 春季年会：2013 年 3 月 20 日（水）～23 日（土），埼玉大学（埼玉県さいたま市，開催地理事：田代 信）で行われる.

ジュニアセッション，天文教育フォーラム，公開講演会も併せて開催する.

3. 代議員総会，理事会，会員全体集会，監査（新定款第 6～8 章第 36～57 条に該当する事業）

1) 代議員総会

事業計画・予算案/事業報告・決算報告などの重要事項を議決する代議員総会を，1 月および春季年会中に計 2 回開催する．代議員総会は会員の投票による選挙で選任された 35 名の代議員（任期 4 年で半数の 17～18 名ずつ 2 年ごとに改選）から構成される．

2) 理事会

本会の活動に関する諸問題の報告・議決を行い，事業遂行・方針決定など組織の中心的な役割を担う．1 月および春季年会中に計 2 回開催する．理事会は、15 名の理事（会長，副会長 2 名，庶務理事 2 名，会計理事 2 名，PASJ 理事，月報理事，年会実行理事，天文教育理事，年会開催地理事 4 名）から構成される，監事も出席する．

3) 会員全体集会

本会の行っている事業，会計などについての情報を会員に広く伝えるとともに，会員相互の情報共有を図ることを目的とする会員全体総会を春季年会中に計 1 回開催する．

#### 4) 監査

2名の監事（任期3年の第1年目に当たる）が1月に、前年度の本会の財産状況と業務執行状況の報告（決算報告と事業報告）が適切かどうかの監査を行い、代議員総会と3月の春季会員全体集会でその結果を報告する。

#### 4. 各委員会等（「日本天文学会委員会等に関する細則」に準拠する）

本年度は16の委員会等を置き、構成メンバーにより各種活動を行う。任期1年の第1年目に当たる。

- 1) 欧文研究報告編集顧問
- 2) 欧文研究報告編集委員会
- 3) 天文月報編集委員会
- 4) 年会実行委員会
- 5) 天文教育委員会
- 6) 選挙管理委員会
- 7) 林 忠四郎賞選考委員会（欧文研究報告論文賞の選考も兼ねる、加えて会長が Ex Officio として参加）
- 8) 研究奨励賞選考委員会
- 9) 天体発見賞選考委員会（天文功労賞の選考も兼ねる）
- 10) 内地留学奨学金選考委員会
- 11) 早川幸男基金選考委員会
- 12) ネットワーク委員会
- 13) 天文教材委員会
- 14) ジュニアセッション実行委員会
- 15) 男女共同参画委員会
- 16) 衛星設計コンテスト推進委員会

#### 5. 日本天文学会各賞の授与（新定款第2章第5条7項に該当する事業）

##### 1) 天体発見賞・天体発見功労賞

新星，超新星，彗星など新天体の発見者に対して天体発見賞・天体発見功労賞を授与する。

##### 2) 日本天文学会研究奨励賞

特に顕著な研究成果を挙げた35歳以下の若手研究者（3名以内）に、研究奨励賞を授与する。

##### 3) 日本天文学会 林 忠四郎賞

天文学の分野において、独創的かつ分野に寄与するところの大きい研究者に対して

林忠四郎賞を授与する（1件）。

4) 日本天文学会欧文研究報告論文賞

日本天文学会欧文研究報告に掲載された論文の中から、特に優れた論文の著者に対して欧文研究報告論文賞を授与する（2編以内）。

5) 日本天文学会天文功労賞

天体観測活動等によって、天文学の進歩及び普及への顕著な寄与をした者に対して授与する（長期的業績1名，短期的業績若干名）。

6. 助成制度（新定款第2章第5条5, 7, 9項に該当する事業）

1) 早川幸男基金により、申請受付を行い、若手天文研究者の海外に於ける観測，国際共同研究，あるいは研究発表のための渡航費または滞在費の援助を行う。

2) 賛助会員会費を用いて（学術交流費），大学院生等の年会発表者の旅費補助をする。

7. 後援事業等（新定款第2章第5条8項に該当する事業）

他の学術団体などの天文関係諸企画に対して，後援・協賛などを行う。

8. 各賞への候補者の推薦（新定款第2章第5条7項に該当の事業）

天文学会各賞以外の民間財団などからの，研究助成および天文学に関連した賞の推薦に依頼に対して候補者を推薦する。

9. 事務所活動（新定款第1章第2条に該当する活動）

日本天文学会事務所（東京都三鷹市大沢，国立天文台内）において，事務長を含む常勤職員2名と約十名の非常勤職員が，本会の事業に関する実際的な業務（会員管理業務，天文月報・欧文報告の編集作業，年会の準備運営事務など）を行う。